

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第33号）

子育て施設課

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 年収360万円未満相当世帯等の1号認定子ども及び2号認定子どもに対する副食費について、保護者から支払を受ける費用から除外する規定を設ける。
- (2) 特定地域型保育事業者の連携施設（保育所、幼稚園又は認定子ども園）の確保義務を緩和するとともに、その確保が著しく困難である場合は、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年間延長する。

3 施行期日

公布の日